

広島県告示第九百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和三年十月十八日までの間、縦覧に供する。

令和三年十月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

坂瀬川芳井線

三 道路の区域

区	間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	福山市山野町大字矢川字間曾二二番一地先から 福山市山野町大字矢川字間曾二〇〇一六番一地 先まで	新	五・〇〇〇 一〇・〇〇〇	二三・五〇	拡幅 県道井関加 茂線と重複
		旧	五・〇〇〇 九・五〇	二三・五〇	

一 道路の種類

県道

二 路線名

井関加茂線

三 道路の区域

区	間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	福山市山野町大字矢川字間曾二〇〇一六番一地 先から 福山市山野町大字矢川字間曾二〇〇一六番一地 先まで	新	五・〇〇〇 一〇・〇〇〇	二三・五〇	拡幅 県道坂瀬川 芳井線と重 複
		旧	五・〇〇〇 九・五〇	二三・五〇	